

確 約 書

令和 年 月 日

塩尻市土地開発公社
理事長 石坂 健一 様

買受申込人 住 所

氏 名 印

私は、高出宅地分譲事業（第3期）の分譲宅地の申込みにあたり、下記の各事項を確約します。

記

- 1 買受人に決定された場合は、必ず分譲宅地の土地売買契約を締結します。
- 2 高出二区、常会等の地元自治会に参加し、自治会活動に必要な費用についても負担します。
- 3 分譲宅地の土地売買契約の締結以後においては、分譲宅地の除草など適切な管理をします。
- 4 分譲宅地に設置されている各施設（汚水柵等下水道施設、メーターボックス等上水道施設及び都市ガス供給施設）の移設は求めず建築計画を策定し建築物等を建築します。
- 5 境界柱、境界標等を破損した場合は、隣接土地所有者と立会いのうえ、自己の負担において復元します。
- 6 分譲宅地買受人の決定結果については、一切、異議の申立てをしません。